

まん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮の要請及び協力金について（付表）

	対象区分	県独自の営業時間短縮要請 (8/7)	まん延防止等重点措置 (8/8~8/31)
要請範囲	対象地域	県内全域（35市町村）	県内全域（35市町村） ○重点措置区域：20市町村 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 </div> ○その他区域：15町村
	要請内容	○飲食店等 ・営業自粛：午後8時から午前5時まで ・酒類提供：午前11時から午後7時まで ・感染防止対策の実施	○飲食店等 (重点措置区域) ・営業自粛、感染防止対策：同左 ・酒類提供：終日自粛 ・カラオケ設備：終日自粛 (その他区域) ・営業自粛、酒類提供、感染防止対策：同左 ・カラオケ設備：終日自粛 ○大規模施設等 ・営業自粛：午後8時から午前5時まで
	対象施設	○飲食店等 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している店舗 ・飲食店、喫茶店、遊興施設（スナック、バー、カラオケボックス等） ※宅配、テイクアウトサービスを除く	○飲食店等 同左 ○大規模施設等（重点措置区域のみ） ・床面積が1,000㎡超の施設 (例：劇場等、集会場等、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設等)
	認定店	接待を除く「ストップコロナ！対策認定店」は、営業可能	「ストップコロナ！対策認定店」も営業不可
	要請期間	8月7日（土） （1日間）	8月8日（日）～8月31日（火） （24日間）
	支給対象者	対象地域に店舗を有し、要請期間の全期間（※）、県からの要請内容に協力した事業者 ※やむを得ない事情がある場合は、8月11日（水）までに営業時間短縮を開始した場合、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給。	

協力金	協力金額	<p>○飲食店等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（売上高方式） 2.5～7.5万円/日 ・大企業（売上高減少方式） 上限20万円 ※中小企業も選択可 	<p>○飲食店等 （重点措置区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（売上高方式）3～10万/日 ・大企業（売上高減少方式）上限20万円 ※中小企業も選択可 <p>（その他区域） 同左</p> <p>○大規模施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設 時短営業した面積1,000㎡ 毎に20万円/日×時短率（※） ・テナント等 時短営業した面積100㎡毎 に2万円/日×時短率（※） <p>※時短率＝短縮した時間/本来の営業時間</p>
	支給	<p>○飲食店等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県独自の営業時間短縮要請（8月7日）分及びまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請（8月8日～31日）分の申請をまとめて受付予定 ・過去の営業時間短縮要請協力金の支給実績のある中小企業・個人事業主が売上高方式を採用する場合には、要請期間中に申請を受け付け、一定額を早期支給予定。（この場合、要請期間終了後に別途本申請） <p>○大規模施設等：9月中旬受付開始予定</p>	